

墨田区立緑小学校 いじめ防止基本方針

1 はじめに

いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 711 号）最終改正：令和元年 5 月 24 日法律第 11 号では、「いじめ」を次のように定義する。「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

学校は、いじめ防止等のための組織を置き、年間計画に基づいた指導を行う。重大事態発生時は、事実確認のための調査と区長への報告の義務が生じる。重大事態とは、①いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な事態な被害が生じた疑いがあると認めるとき、②いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされていると疑いがあると認めるときである。

本校は、「墨田区いじめ防止対策推進条例」に基づき、「墨田区立緑小学校 いじめ防止基本方針」（以下「いじめ防止基本方針」という）を定める。

2 いじめ問題への基本的な考え方

(1) いじめ問題

いじめは、どの児童にも、どの学校でも、起こりうるものである。嫌がらせやいじわる等の暴力をともしないいじめは、多くの児童が入れ替わりながらいじめられたり、いじめたりを経験するものである。いじめは、いじめを行う児童といじめを受ける児童の対立構造のように見えることがあるが実際には、これらを取り巻く観衆や傍観者という立場の児童が存在している。観衆としてはやし立てたり面白がったりする児童や、傍観者として周辺で暗黙の了解を与えている児童にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるための取組を、児童、保護者、地域と共に行う。

全ての児童が「すみだ やさしいまち宣言」の精神である「やさしさ」や「おもいやり」の心を大切にし、すべての児童が安全に安心して学校生活を送ることができるよう「いじめ防止基本方針」を定める。

(2) いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはならない。

(3) 学校及び教職員の責務

教職員は保護者・地域・子育て支援センターや児童相談所などの関係機関との連携を図りつつ、学校や地域全体でいじめ防止及び早期発見に取り組み、児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する職責を有する。

(4) 保護者の責務

保護者は、子の教育の一義的責任を有する者であって、その保護する児童がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導、その他の指導を行うよう努める。また、本校が講ずるいじめの防止のための措置に協力するよう努める。

(5) いじめ防止の取組の徹底

「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対処」の4段階での取組を徹底する。

(6) いじめ問題対応への4つのポイント

- ① いじめを受けた児童やその保護者からの声を確実に受け止め、児童を守り通す
- ② 教員の指導力の向上と組織的対応
- ③ いじめを鋭く見抜き、声を上げられる学校づくり
- ④ 保護者・地域・関係機関との緊密な連携

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

① 設置の目的

学校は、当該学校におけるいじめ防止の未然防止の指導・早期発見・早期対応のための調査・対応等を行う組織として、「緑小いじめ対策委員会」を置く。特に、いじめの通報・相談窓口（学年主任・生活指導主任・管理職）としての役割を行う。

② 所掌事項（本委員会は、次に掲げる項目について協議する）

- ア 校内のいじめ未然防止対策に関すること。
- イ 家庭・地域との連携によるいじめの未然防止対策に関わること。
- ウ いじめ発生時における具体的な対応に関すること。
- エ いじめ発生時における家庭・関係機関との連携に関わること。

③ 会議

①の組織として「生活指導部・スクールカウンセラー等」をあてる。毎月1回、定例会議を基本とするが、いじめ発生時には迅速に会議を開く。

④ 委員構成

- ア 委員は、管理職、いじめ防止コーディネーター＝生活指導主任、生活指導委員（各学年）、スクールカウンセラーである。
- イ 校長は、重大事態発生に際して、事実関係を明確にするための調査機関を「企画調整委員会」に置く。「企画調整委員会」とは、校長・副校長・教務主任・生活指導主任・研究主任・保健主任・学年主任・校長が必要を認める者で構成される。

(2) 学校サポートチーム

① 設置の目的

学校は、いじめの未然防止及び発生時における対応機関として学校サポートチームを置く。

② 所掌事項

- ア 校外のいじめ未然防止対策に関すること。
- イ 家庭・地域との連携によるいじめの未然防止対策に関わること。
- ウ いじめ発生時における具体的な対応に関すること。
- エ いじめ発生時における家庭・関係機関との連携に関わること。

③ 会議

学校運営連絡協議会と兼ね、年3回、定例会議を行う。

④ 委員構成

校長、副校長、PTA会長、学校運営連絡協議会委員、民生児童委員、青少年委員

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

① 指導の重点

- ア 授業の中で、分かる・できる楽しさ、『交流』を通しての学び合う喜びが味わえるように、国語科を中心に授業改善に取り組み、児童一人一人の自己肯定感・自尊感情を育む。
- イ 「みどりのよいこ」を活用しての学習規律・学習習慣の確立、「ハーモニーブック」を活用してのあいさつ・返事・言葉遣い等の徹底を図る。
- ウ ペア学年活動（異学年集団）を活用して、上学年には思いやりの心を、下学年には目上の人への接し方を学ばせる機会として、いじめや偏見のない学校生活を目指す。
- エ 人権やいじめについて考え、自己を見つめさせる場（学習）を設定する。（人権集会・言葉の暴力に関する学習・ソーシャルスキルの学習・路上生活者に関する授業など）
- オ 学校公開日や土曜授業などの機会に、保護者や地域の方に道德の授業を積極的に公開し、家庭や地域と連携した道德教育の充実を図る。
- カ インターネットを通じて行われるいじめが発生しないように、情報モラルの教育を徹底し、携帯電話やスマートフォン等の使い方についての児童や保護者への積極的な啓発を行う。また、「緑小SNS使用第〇学年ルール」を作成する。
- キ 毎週1回の生活指導夕会で情報交換を行い、全教職員が全児童の学級担任である自覚をもって、共通した指導を行う。
- ク 児童がいじめに関する授業等で学び、主体的に考え、児童自身がいじめ防止を訴えるような取組を推進する。
- ケ スクールカウンセラーによる第5学年の児童の全員面接を4月から8月までに実施し、また、他学年は担任や養護教諭との全員面接を行って情報を共有し、指導に生かしていく。

② 保護者との連携

- ア 個人面談、保護者会、学校公開を定期的に行い、児童の家庭での様子を知り、保護者と情報を共有する。
- イ スクールカウンセラーを活用した教育相談を一層進める。
- ウ いじめ防止のための啓発活動を推進する。

(2) 早期発見のための取組

① 早期発見のための取組

- ア 毎日行う学級での朝の会・帰りの会などで、児童が発する小さなサインを見逃すことのないよう、心の変化に注意し、違和感を敏感に感じ取る等のチェック機能を強化する。
- イ 児童を対象として、定期的に状況調査を行い、いじめの実態把握を行う。
- ウ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。（年2回の個人面談）
- エ 保健室や相談室からの情報の収集及び電話相談窓口からの情報収集体制を整備し、教職員全体による情報の共有化・見守りや指導を図る。
- オ 学校は月1回、いじめの有無について墨田区教育委員会に対して報告を行う。いじめが発生したときは事実確認と記録を行い、速やかに墨田区教育委員会に報告する。

(3) 早期対応のための取組

① 学校いじめ対策委員会を核として対応する。

- ア 把握した情報に基づき、検証・確認等を行い、事実を把握する。
- イ 前記「ア」により、いじめの可能性が高い場合、実態把握・状況把握に努め、役割分担を

明確化する。

② 被害児童、加害児童・その他関係児童に対する取組

ア 保護者と連携して、被害児童らの安全確保と心のケアに努める。

イ 保護者と連携して、加害児童に対する継続的な指導の取組を行う。

ウ 学校いじめ対策委員会が必要と認めた場合、行政・司法機関の助言などを求め取り組む。

③ 墨田区教育委員会・関係機関との連携

ア 墨田区教育委員会へ報告し、墨田区教育委員会による支援を受ける。

イ 学校サポートチームを通じた警察・児童相談所との連携・協力を図る。

④ 保護者・地域との連携

ア いじめ対策保護者会の開催やP T Aを活用した取組を行う。

(4) 重大事態への対処

墨田区いじめ防止対策推進条例に基づき第三者委員会を発足させて、事態の把握及び対策を講ずる。

① 被害児童の保護・相談援助

ア 被害児童に対する複数の教員による指導体制を設ける。

イ スクールカウンセラーによるケアを行う。

ウ スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問を通じた家庭への相談援助を行う。

エ 適応指導教室への通級等を働きかける。

② 加害児童への働きかけ

ア 学校長が必要と認めるときは、別室での学習を実施する。

イ 警察への相談・通報を行う。

ウ 懲戒や出席停止を墨田区教育委員会と協議する。

エ 加害児童とその保護者に対するケアを行う。

③ 墨田区教育委員会・関係機関との連携

ア 墨田区教育委員会へ報告し、連携を図る。

イ 児童相談所の福祉機関や医療機関と連携を図る。

ウ 東京都教育委員会のいじめ等の問題解決支援チームを活用する。

④ 保護者・地域との連携

ア いじめ対策緊急保護者会を開催する。

イ P T Aを活用する。

ウ 民生・児童委員等と連携する。

⑤ いじめ防止対策推進法に基づく対応

ア 法第28条に基づく調査を行う。

イ 法第30条に基づく再調査を行う。

5 教職員研修計画

(1) 職員会議等で「緑小学校いじめ防止基本方針」を徹底する。

(2) 研修会を実施し、教職員の意識改革を図り、指導力を向上させる。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

(1) P T A役員会での啓発を行う。

(2) 学校便り、学年通信等による啓発活動を実施する。

- (3) 児童がいじめについて深く考え、いじめは絶対に許されないことを自覚するようにするため、道徳の時間や特別活動において「いじめに関する授業」や「法に関する授業」を行う。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 問題が家庭内に起因する場合は、子供家庭支援センター・児童相談所と連携する。
- (2) 問題が地域社会に起因する場合は、民生児童委員や町会へ働きかける。
- (3) 問題が犯罪行為として取り扱われる場合は、警察と連携する。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 毎年、全校児童及び保護者が、学年末にいじめ防止対策について学校評価を行う。
- (2) 毎年、学校運営連絡協議会が、学年末にいじめ防止対策について学校評価を行う。
- (3) 上記(1)、(2)の学校評価を受けて、いじめ防止対策の改善を図る。